第三次更別村行政改革大綱

平成 1 7 年 7 月 更 別 村

目 次

1		釺	三次更	別村	行	政	坟 草	大	綱	策	定	の	趣	旨			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2		基	本的な	考え			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3		行.	政改革	推進	の	重点	点項	目員			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4		訁	画の期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5		数	放値目標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
6		追	[行管理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	给	_	上次更 別	l t. †∕≂	Th:	J <i>h</i> 1	보니	一名字	1./ .k.	V.	ভিসা																3
7	-		-				半 ノ) 	亦	<u>스</u>		•														4
•			· 効率的				` თt	在:#	=	•																	4
(')	事務事				U)]	上	=																		7
			民間委																								
			協働の		ノ」圧	<u>, E</u>																					
			効率的		ひ:軍	台																					
			公共事				目古	т,																			
			行政運				ън	. 0																			
(2)	時代に				洪 .	樾	構ん	ກ E	크립	≡ I															5
(_	,	役場組	-					' 113 '	ر رن	'UE	1 (,
			議会の																								
			委員会				- 1	.,0																			
(3)	定員管理				商口	F化.				•	•	•	•		•							•			6
•	_	,	計画的					_,0																			
			給与の			_																					
			福利厚			点标	余 •	見頂	重し	,																	
			定員・																								
(4)	職員の意										•														6
•	-	•	職員の			_		~, ,	_																		_
			研修の	充実と	・・・ ヒ人	材育	育成	;																			
(5)	公正な行	亍 政道	運営	の打	佳近	ŧ		•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	7
`			住民二	ーズの	の施	策局	复映	اع	兑明.	責	任																
			監視機	能の変	充実																						
(6)	情報化等	等の推	進進	に。	ょる	3行	政 ⁻	サ-	– Ł	ごフ	ζ σ.)向	上		•	•	•	•	•					, -	7
			行政情	報の利	責極	的な	よ公	開	・提	供																	
			電子自	治体の	の推	進																					
(7)	健全な見	け 政道	■営	のł	確保	₹		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 8	3
			積極的	な財涯	原の	確保	呆																				
			経費の	節減と	노合	理化	Ł																				
			特別会	計事業	業の	経言	営健	全任	Ł																		
			計画的	な財政	汝健	全化	Ł																				

1 第三次更別村行政改革大綱策定の趣旨

本村においては、昭和61年及び平成8年に更別村行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しや組織機構の簡素・効率化、職員定数の適正管理など、常に住民サービスの向上を念頭におき、健全な行財政運営のために行政改革に取り組み、着実に成果をあげてきた。

しかしながら、地方自治体を取り巻く環境は年々厳しさを増し、近年は地方分権、 三位一体改革、市町村合併など新たな課題に直面している状況にある。

このため、より強固な分権型社会の構築を目指し、様々な行政課題や多様化する 住民ニーズに的確に対応できる施策を積極的に推進し、自立したまちづくりを住民 と連携・協働して、住みやすく魅力的なまちづくりを進めていかなければならない。

そこで、これまでの行政改革を踏まえて、中長期的な財政見通のもとにこれまで 以上に簡素で効率的な行政運営を実施していかなければならない。

このため、時代の変化に対応できる行政システムを確立するため、更別村行政改革推進委員会の答申を基に、新たな更別村行政改革大綱を策定するものである。

本大綱の推進を確実なものとするために、住民本位の開かれた行政運営と効率的な行政体制の確立を図り、住民の理解と協力を得ながら、行政改革を継続的に推進する。

2 基本的な考え

地方行政を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。更には地方分権の進む中、 住民の行政に対するニーズは多様化・高度化し、これらに的確に対応していく必要 がある。

このような中、本村においては、これまでも積極的に行政改革に取り組んできた。 しかし、地方分権時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを確立し、新た な行政需要に的確に対応していくためには、これまで以上に行政運営全般に見直し を図り、住民の視点で行政改革に取り組むことが必要である。このため、常に時代 に即した行政運営の構築に向けて、次の基本的な考えのもとに、行政改革に取り組 む。

(1)簡素化・効率化の推進

更別村を取り巻く厳しい行財政の中で、費用対効果を常に念頭に、住民福祉の 増進に努めるとともに、情報化を推進する中で、更に簡素で効率的・効果的な行 政を推進する。

(2)住民サービスの向上

行政改革の推進にあたっては、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢とそれぞれの連携のもとに住民サービスの向上等に取り組むものとする。

(3)住民参加の促進と民間能力の活用

事務事業を効果的に推進していくためには、経済効率や住民サービスの向上という視点からも、民間の技術や能力などを十分に活用していくことが必要であり、行政責任を十分考慮しながら計画的に外部委託を推進する。

行政への住民参加をより一層促すとともに、住民と行政がパートナーシップの もと協働でまちづくりを目指す。

(4)安定的な財政運営への取り組み

社会経済情勢の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応するため、健全で安定的な財政運営に配慮しつつ、財源の重点配分や多様な財源の確保に努める。

3 行政改革推進の重点項目

今後の行政運営に当たっては、基本的な考え方に基づき、新たな行政改革の推進を図るため、これまでの本村の行政改革の経緯と実情を踏まえ、次の事項を重点項目とする。

- (1)効率的な行政運営の推進
- (2)時代に即応した組織・機構の見直し
- (3)定員管理・給与の適正化
- (4)職員の意識改革と資質向上
- (5)公正な行政運営の推進
- (6)情報化等の推進による行政サービスの向上
- (7)健全な財政運営の確保

4 計画期間

更別村行政改革大綱の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5か年とする。

5 数値目標

行政改革を着実に推進するためには、数値目標を設定することが重要である。 このため設定することが可能な項目については、推進計画において数値目標を設 定する。

6 進行管理

行政改革大綱は、本村の自立に向けた行政改革の基本的な方向性を明らかにしたものであり、村議会をはじめ住民の理解と協力を得ながら推進する。

(1)実施計画の策定

行政改革推進の事項に関しては、実施計画を作成し、具体的な実施項目や改革 目標を設定し、毎年度の予算編成等を通してその具体化を図っていくこととする。 また、実施計画は3か年単位に作成し、社会情勢の変化に即応するため毎年度 見直し、ローリングを行うものとする。

(2)計画の推進と住民への公表

行政改革推進本部は、行政改革推進委員会に対して行政改革の進捗状況を定期的に報告し、その推進について必要な助言等を受けるとともに、広く住民に公表する。

第三次更別村行政改革大綱体系図

(1)効率的な行政運営の推進

事務事業の見直し 民間委託等の推進 協働の推進 効率的な施設運営 公共事業コストの見直し 行政運営の効率化

(2)時代に即応した組織・機構の見直し

役場組織・機構の見直し 議会の組織運営の合理化 委員会等の見直し

(3)定員管理・給与の適正化

計画的な定員管理 給与の見直し 福利厚生事業の点検・見直し 定員・給与等の状況の公表

第三次更別村行政改革大綱

- ・簡素化・効率化の推進
- ・住民サービスの向上
- ・住民参加の促進と民間能力の活用
- ・安定的な財政運営への取組み

(4)職員の意識改革と資質向上

職員の意識改革 研修の充実と人材育成

(5)公正な行政運営の推進

住民ニーズの施策反映と説明責任 監視機能の充実

(6)情報化等の推進による行政サービス の向上

行政情報の積極的な公開・提供 電子自治体の推進

(7)健全な財政運営の確保

積極的な財源の確保 経費の節減と合理化 特別会計事業の経営健全化 計画的な財政健全化

7 行政改革推進項目

(1)効率的な行政運営の推進

地方分権の時代を迎え、行政事務・事業は一層の効率化と透明性を要求されてきている。限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に積極的に対応していくためには、絶えず事務事業について見直しを行い、事業の優先度を明確にし、効率的な事務執行を図るとともに、事務手続きの簡素・効率化を進める。

更に個々の内容や実施手法についても検討し、行政が担う業務範囲に留意し、 民間事業の支援や住民とのパート・ナーシップ(協働)の手法を取り入れ、連携 のあり方、受益と負担の公平確保、行政効率、効果を十分精査し、事務処理の内 容やソフト事業を中心に簡素、効率化を図る手段を検討し推進する。

事務事業の見直し

事務事業については、これまでも見直しを行ってきたところであるが、限られた財源のなかで、時代のニーズに的確に対応した事務事業を執行するため、行政評価を推進し、引き続き見直しを図る。

民間委託等の推進

従前より管理業務などについて、民間委託を進めてきたところであるが、更に効率性 を高める観点からより一層の民間委託を推進する。また、住民サービスの向上等を図る ため、*指定管理者制度の導入を図る。

* 指定管理者制度・・公共団体等に限定されていた、公共施設の管理運営業務全般を、自治体が指定する民間事業者等(指定管理者)に行わせることができる制度。民間事業者のノウハウを活用することにより、サービスの向上や行政コストの削減を図る目的で創設された。

協働の推進

まちづくりは、住民等と行政が協力しながら進めるものであり、より良い地域を作っていくためには、住民等と行政が、お互いにできる分野で協力しあい、可能なことから取り組んでいくという、協働の推進が必要となっている。

協働の推進のためには、住民等が参加しやすい環境を作る必要があり、情報提供の強化をはじめとした条件整備を行い、住民参加を図り、パートナーシップを醸成し協働でまちづくりを推進する。

*NPO(特定非営利活動法人)設立に向けた支援などあらゆる方面から調査検討を行う。

人と人との交流の促進、地域コミュニティの形成など、地域における協働の一層の推進を図ることを目的とした*地域通貨の導入について検討する。

- * N P O (Non Profit Organization)・・ボランティア団体や市民活動などの営利を目的としない民間団体の総称。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
- *地域通貨・・特定の地域やグループがそれぞれにルールを決めて、お互いに助けられ支えあ うサービスや行為を、時間や点数、地域グループ独自の紙券などに置換え、これを「通貨」 としてサービスやモノと交換して循環させるシステムのことをいい、相互扶助や地域経済

の活性化等を目的としている。

効率的な施設運営

既存の公共施設の有効活用を図るため、*スクラップ・アンド・ビルドの精神を取り入れ管理運営の合理化を推進する。住民サービスの向上と運営の効率化に留意し、指定管理者制度の導入、民間・住民等の協力も含め、利用者の立場に立った運営を進める。*スクラップ・アンド・ビルド・・限られた財源を有効活用するために、採算や効率の悪いものを整理する一方で、新たな行政サービスを満たすために必要なものを設けること。

公共事業コストの見直し

公共事業の効率的、効果的執行を目指すため、各担当の連携を密にし、今まで以上にコスト意識を持った事業執行を心がける。

また、公共工事に係る入札・契約手続きとその運用について予定価格の公表、指名競争入札の手続きの透明性と公平性の確保、より適切な入札方式の採用等その一層の改善を図る。

行政運営の効率化

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に応じて、より効率的な行政運営を進めるため、十勝圏広域連携検討会を中心に周辺市町村との広域的な連携を図り、広域的な処理が適切な事務事業については、積極的に広域連携に携わる。

- 一定規模の公共施設の整備に当たっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備 手法である*PFIの適用の可能性を検討する。
- * **PFI** (Private Finance Initiative)・・公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間 資本や経営のノウハウを導入することで、より効率的・効果的な公共サービスを提供しよ うとする手法。

(2)時代に即応した組織・機構の見直し

少子・高齢化、国際化、情報化等社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した行政サービスが展開できるよう、常に組織・機構の点検を行い、引き続き見直しを推進する。

役場組織・機構の見直し

新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応するために、常に組織・機構全般の総点検を行い、簡素・合理化と並行して内部組織の分掌事務の点検を行い、実情に応じた組織・機構の見直しを推進する。

議会の組織運営の合理化

議会において、その機能に十分留意して、自主的に組織・運営の合理化等を進める。

委員会等の見直し

法令に基づかない委員会等について、設置効果や設置の目的の達成状況、類似性等の 観点からの点検を行い、必要に応じて達成状況等から存続の必要性についても検討を行い整理統合に努める。

また、女性の意見を村政に最大限反映されるよう、男女共同参画を推進し、委員等の

公募制についても、検討する。

(3)定員管理・給与の適正化

今後の定員管理は、地方分権等により事務量の増加が見込まれるが、組織、機構の見直しとともに、職員の適正配置により、職員一人当たりにおける業務量の平準化を図るとともに事務効率を高め、定員の縮減と職員の減員に取り組み適正な定員管理を一層推進する。

また、給与についても国や他の自治体の給与などとの均衡を考慮し、引き続き給与制度の適正な運用を推進する。

計画的な定員管理

行政組織の簡素化は、経費節減を行うために必要なものであり、人員削減については、 定員管理計画を見直し、行政サービスとのバランスに配慮しながら計画的に実施する。 住民の理解と協力を得るため、定員状況の公表を行うものとする。

給与の見直し

給与制度については、国、道の実態及び人事院勧告を勘案した給与水準の是正等により給与の適正な運用及び必要な改善を行うとともに、諸手当について支給基準を精査し、制度の趣旨に合致しないものは、廃止を含め見直しを図る。

住民の理解と協力を得るため、職員給与等の公表を行うものとする。

福利厚生事業の点検・見直し

職員に対する福利厚生事業について、点検・見直しを行い、適正に事業を推進する。 福利厚生事業の実施状況等の公表を行うものとする。

定員・給与等の状況の公表

住民が理解しやすい公表に心がけ、情報化に対応した公表を積極的に行うものとする。

(4)職員の意識改革と資質向上

多様化した住民ニーズに対応し、効率的な行政運営を推進するために、職員一人ひとりが自らの問題として受け止め行政改革に取り組み、常に創意工夫し、行政課題に責任をもってあたっているが、更に意識改革を進めていく。

住民ニーズの変化に即応した、政策形成能力や新たな時代の流れに対応できる創造的能力を有する人材を育成するために、職員人材育成基本方針に基づき、計画的な研修を推進する。

職員の意識改革

目標管理制度を継続し、明確な目標設定と効果的な進行管理の徹底を図る。

職員自らが立てた計画を実行し、自らが評価を行うことによる意識高揚と能力を高めることを目的に、人事評価制度を試行しているところであるが、試行を通じて、課題や改善すべき点などを洗い出し、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に向けて取り組む。

研修の充実と資質向上

職員の意識改革と合わせて、政策立案能力や創造的な政策づくりに対応できる人材を

育成するため、自主研究グループへの支援、職場における実務研修を行うほか、道内外研修所等における効果的な研修を計画的に推進する。

(5)公正な行政運営の推進

村政の主役は住民であることを念頭におき、住民が満足する行政の運営を行っていくことが重要課題である。このため、積極的に情報公開や情報提供を図り、 開かれた村政とする。

住民ニーズの施策反映と説明責任

住民が必要とする情報を公開していくことにより、村政への住民参加と村政への理解と信頼を深め、公正で開かれた村政を推進する立場から、情報公開制度の一層の充実強化を図る。

行政改革の推進に当たっては、その内容や推進状況について住民の目が届くようにするとともに、その理解と協力を得ることが重要であることから、行政改革の内容、推進状況等に関する幅広い情報について、積極的に広報を行い住民との情報の共有を図る。また、ホームページの充実により、最新の行政情報を公開し、住民の意見を行政に反映させるため、*パブリックコメントの導入を促進する。

*パブリックコメント・・行政機関等が政策立案などを行うに際して、住民に広く素案を公表し、それに対する意見や情報等を踏まえて最終的な意思決定を行うもの。

監視機能の充実

地方自治体の自己決定権の拡大に伴い、住民への説明責任を果すとともに、議会や監査委員の監視のもとに公正の確保に努める。

(6)情報化等の推進による行政サービスの向上

行政改革の推進と行政サービスの向上を図る上で、情報化は極めて有効な方策であり、情報セキュリティに十分留意しパソコンやインターネットの効果的な利用による行政事務の効率化、高度化を推進するとともに行政情報の積極的な提供に努める。

行政情報の積極的な公開・提供

住民サービスの向上・開かれた行政を推進するため、地域の情報化を推進するとともに、インターネット等も含めた情報通信手段を活用し、住民が必要とする情報の提供と住民が広く情報に接することができるよう努める。

電子自治体の推進

情報セキュリティに十分留意し、*総合行政ネットワーク、*住民基本台帳ネットワークシステムなどの利活用等に努める。

行政情報通信基盤として整備した公共ネットワーク、庁内*LANの有効活用による 行政情報の共有化を図り、意思決定の迅速化、ペーパレス化など行政事務の効率化・省 力化を推進する。

***総合行政ネットワーク**(LGWAN(Local Government WAN))・・地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。中央省庁のネットワーク(霞ヶ関 WAN)と接続されている。自治体間の コミュニケーションの円滑化や情報共有、行政事務の効率化、

アプリケーションの共同利用などによる重複投資の抑制などを目指している。

- *住民基本台帳ネットワークシステム・・国及び地方自治体間をネットワークで結び、住民票記載事項のうち本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード等)を共有することにより、全国共通の本人確認を可能とするシステム。電子政府、電子自治体の基盤となる。
- * LAN (Local Area Network)・・パソコンなどの端末装置を通信回線で接続し、施設内の限られた範囲で使用される情報通信ネットワーク。

(7)健全な財政運営の確保

自主財源の確保に努めるとともに、歳出全般の抑制を推進し、健全な財政運営 に努める。

積極的な財源の確保

受益と負担の公平確保のため、現在の使用料及び手数料について、適宜その適正化に 努め、見直しを行う。

長期保有土地について、公共、民間を含めた土地の有効活用を図り、将来においても 活用が困難な土地については、計画的かつ効果的な処分を検討する。

村税や住宅使用料・上下水道使用料等において、滞納整理の強化に向けた、対策を講じる。

経費の節減と合理化

地球温暖化対策実行計画に基づく省資源活動及びコスト意識の徹底による経費全般について見直しを行い、節減合理化を図るとともに、予算の厳正な執行を図る。

補助金については、公平性、透明性を確保し、効果的な運用を図るために統一した交付基準を策定する。

特別会計事業の経営健全化

独立採算制を経営の基本原則とし、経営の効率化、健全化を推進し経営基盤強化に努める等一層の自助努力により、繰出金の抑制に努める。

計画的な財政健全化

厳しい財政状況にあって、時代や住民の多様な行政需要に応え、行政サービスの充実 を図っていくために、自主財源の確保に努める。

行財政運営のシステム化、財政のガイドラインを策定し、中長期的な視点を持った計画的な財政運営を行う。

国営、道営事業負担金の繰上償還等後年度への財政負担の軽減を図る。

類似基金の統廃合による基金の柔軟性の確保と活用のルール化を図り、安定的な行財政運営に資する。